別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
| --- | --- |
| 一～十八　（略） | （略） |
| 十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十一号から第二十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。） | 百四十五万千円 |
| 二十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 七十九万六千円 |
| 二十一～二十四　（略） | （略） |
| 二十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 六十万九千円 |
| 二十六～六十二　（略） | （略） |
| 六十三　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験 | 七十九万六千円 |
| 六十四　保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験 | 二十八万千円 |
| 六十五　保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験 | 二十八万千円 |
| 六十六～百二　（略） | （略） |
| 百三　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第 | 四十二万二千円 |

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
| --- | --- |
| 一～十八　（略） | （略） |
| 十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。） | 百四十五万千円 |
| 二十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 七十九万六千円 |
| 二十一～二十四　（略） | （略） |
| 二十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 六十万九千円 |
| 二十六～六十二　（略） | （略） |
| 六十三　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験 | 七十九万六千円 |
| 六十四～百　（略） | （略） |
| 百一　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三 | 四十二万二千円 |